公 告 第 1 号
令和４年４月８日

公　告

陸上自衛隊
秋田駐屯地業務隊長
杉　山　　路　代

自衛隊秋田地方協力本部における自動販売機の設置及び経営の業者を下記のとおり募集するので、希望する業者については、応募資格等関係事項を承知の上、申し込まれたい。

記

１　公募に付する事項

(1)　業務件名
飲料自動販売機の設置及び経営

(2)　業務期間
防衛局承認日から令和５年３月３１日
ただし、必要に応じ１年間の期間を更新することができる。

(3)　設置場所の所在地及び名称
秋田県秋田市山王４丁目３－３４
自衛隊秋田地方協力本部　本部庁舎１階

２　応募資格

(1)　防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。

(2)　業務の全部又は一部を第三者へ委託することなく、自動販売関連業務の全てを自社で遂行できること。

(3)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

(4)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

(6)　役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者ではないこと。

(7)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

(8)　暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3　選考方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

4　説明会の日時・場所等

(1)　日　　時　令和４年４月２５日（月）１３時００分～１４時００分予定

(2)　場　　所　陸上自衛隊秋田駐屯地Ｂ会議室及び自衛隊秋田地方協力本部自動販売機設置場所

(3)　説明事項　募集要領及び仕様書に関する事項、現地説明

(4)　携行品　　筆記用具

(5)　説明会参加申し込み

参加希望者（各業者２名以内）は、４月２２日（金）１７時００分まで業者名簿等・出席者氏名・連絡先を電話、ＦＡＸ又は郵送等にて、第６項「連絡・問合せ先」まで連絡すること（様式随意）

ただし、土・日・祝日は受付できないため、留意されたい。

5　その他

細部については、募集要領及び仕様書による。

募集要領及び仕様書は、説明会にて配布する。説明会に参加できない場合は、第６項「連絡・問合せ先」まで連絡下さい。

配布期間：令和４年４月２５日（月）午後１４時から
令和４年５月１０日（火）午後１６時まで（土・日・祝日除く）

６　連絡・問合せ先

(1)　住　所

秋田県秋田市寺内字将軍野１

陸上自衛隊秋田駐屯地業務隊厚生科厚生班

(2)　連絡先

電　話　０１８－８４５－０１２５(内線４９５)

ＦＡＸ　０１８―８４５―０１２５(内線４２５)

担当者　牛坂事務官